

証拠収集手続の拡充等を中心とした
民事訴訟法制の見直しのための研究会
(第37回)

日時 令和8年2月18日(水)17:15～
場所 公益社団法人商事法務研究会会議室
*オンライン併用にて開催

○座長 それでは定刻になりましたので、本日の研究会を開会いたします。本日もご多忙の中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

さて本日は本研究会の報告書の取りまとめに向けまして、最終的な議論ができればと考えております。それでは法務省から配布資料の全体につきまして、ご説明をお願いいたします。

○法務省 ご説明させていただきます。今回は研究会資料としまして資料 37 とその添付資料をお配りしております。また、机上配付資料としまして、資料 37 の目次と資料 37 の修正履歴が残ったものをお配りしております。資料 37 は、本研究会の報告書案となるものでございます。この資料 37 につきましては、前回の資料である資料 36-1 と 36-2 を統合した上で、その表現等を一部修正したものでございます。そして、先ほど申し上げましたように、この机上配付資料として配布しているものにつきましては、前回資料からの修正履歴を残したものをお配りしておりますので、ぜひご参照いただければと思います。最終的な報告書には、この表紙と目次をお付けしたいと考えております。配布資料全体についての説明は以上となります。

○座長 はい、ありがとうございます。それでは内容的な部分に入っていければと思います。資料 37 が直接の対象ということになりますが、この資料 37 につきまして、前回からの修正点などにつきましてご説明をお願いいたします。

○法務省 ご説明いたします。資料 37 における修正の大部分は、全体の表現ぶりをわかりやすくし、平仄を揃えるという観点から、ゴシック部分を中心に修正をさせていただいたものです。大きなところでみますと、資料の 16 ページの一番下のところですが、前回会議でのご指摘を踏まえまして、執行官による調査という制度が本文 1 の調査の嘱託の制度の利用を前提としないものとして本研究会で議論されたものであることを追記しております。

続いて、資料の 21 ページ、見え消しでも同じく 21 ページでは、本文ゴシックに記載されていた（3 全体の注）を削っております。これはわかりやすさの観点から削ったものでございまして、本文の規律の内容を変更するという意図ではございません。

続いて、資料の 43 ページ、見え消しの 44 ページですが、文書提出命令に関する規律の見直しの文脈で、個人の私生活上の事実を証人の証言拒絶の対象に加えるかどうかという論点に関する書きぶりについて、前回会議でのご議論を踏まえて記載を修正しております。

最後に、資料の 53 ページ、見え消しの 54 ページですが、こちらは第三者の知見を収集する制度の利用の要件に関する説明ぶりについて、前回のご議論を踏まえて修正をしています。資料 37 の修正点に関するご説明は以上です。

○座長 ありがとうございます。資料 37 の全体ということで、いかがでしょうか。何かお気づきの点があればお願いいたします。

○委員 修正履歴に関するものではないのですが、情報提供を一つさせていただきたいと思います。

資料の 33 ページ、見え消し版でいきますと 34 ページになりますが、ここは文書提出命令について、日弁連で提案している乙案の記載があるところでした、自己利用文書を除外事由から削除をした上で、新たな除外事由として、依頼者と弁護士間の通信秘密の文書と、訴訟等準備文書を付け加えるということで、イトウというものを提案しているところがございます。これに関連する情報提供ですけれども、先日、韓国における弁護士法の改正がなされまして、従来、弁護士には秘密保持義務が設定されていたものの、開示を求められた場合、それを拒絶する権利は定められていなかったところ、今般その改正によって、秘密保持権が設定されました。この韓国の弁護士法の改正は、民事、刑事、行政手続などあらゆる場面で機能するとされていて、さらにワークプロダクト、この弁護士会の提案でいうところの訴訟等準備文書の保護もその内容に組み込まれているということです。以上情報提供でございます。

○座長 韓国の状況についての情報提供をいただきました。ありがとうございます。

その他、先ほどご説明がありましたけれども、多くは字句を整えるというレベルのもので、その他、実質的な変更を加えることではないということです。取りまとめとしては、この辺りということでしょうか。大部ですので、もう少々ご確認のお時間が必要でしょうか。

○委員 見え消し版ですと 21 ページのところのゴシックの（3 全体の注）というところが削られているところについて、わかりやすさの観点から削られたというご説明だったかと思うのですが、これは、ここにあるのがわかりにくく、削ったほうがわかりやすいということなのだと思うのですが、それはどういうことでそうなのかということについて、少しさらにご説明いただける点があればお願いいたします。

○法務省 ご質問いただきありがとうございます。わかりやすさの観点からという趣旨は、この注をあえて書く意味が何なのかということがわからないので、また比較的長い文章になっていますので、削除したほうがわかりやすいのではないかと考えられるということです。

中身の問題としましては、この第 4 では、本文の冒頭部分におきまして、以下のとおり、甲案、乙案及び丙案の考え方があり、さらにかっこ書きでこれらの考え方の一部を組み合わせることも考え得るようになっておりまして、その中で、この（3 全体の注）というのは、丙案のような文書の開示を命じる仕組みを設ける場合に、あわせて裁判所が釈明の一種として、元々記載していたようなことを促すことができるという仕組みを設けて、当事者照会の利用を促進することが考えられるということを書いていたわけですが、この内容につきましては、甲案や乙案において、当事者照会の利用を促進する方策として、制裁も含めたより強いものが提言されているところでした、そうしますと、あえてここに元々書いてあったような選択肢もあるということは書く意味があまりないのではないかと、ということで削除した、というそういう趣旨でございます。

○委員 甲案よりマイルドなバージョンというか、そういうものとの丙案の組合せみ

たいなことに整理できるので、あえて場所を取って、記載することもないということですね。わかりました、ありがとうございます。

○座長 このあたりでよろしいでしょうか。それでは、概ねご意見をいただけたということかと思しますので、今回の資料 37 に示した内容で本研究会の報告書を取りまとめるということではよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは皆様にご賛成いただいたものとして、本研究会の報告書を取りまとめることとさせていただきます。今後、この報告書を商事法務研究会のホームページで公表するということになるかと思いますが、その間に、先ほどご説明がありましたように、表紙と目次を付すということ、それから、字句の若干の誤り等が今後、発見される可能性もございます。その辺りの細かいところにつきまして、今後、細かい修正があり得るということにつきましては、恐縮ですが、座長である私にご一任いただけますでしょうか。ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。どうもありがとうございました。

以上をもちまして、本研究会の議事は終了ということになります。思い起こせば、第1回の研究会というのは、おおむね5年前、令和3年の2月であったかと思えます。その頃はまだオンラインでスタートしたかと思えます。それから、第1回に、私はたしか、なかなか難しい問題を取り扱う研究会ということになる、難しいが故に残ってきた問題を取り扱うことになるような気がするかと申し上げたかと思えますが、実際そうであったかと思えます。理論上の問題というのも、この研究会の議論で全て解決されたということでは全くないと思えますし、実務的に、例えば法改正をしてうまく動かせるのかという問題も、今後というか、これからさらに検討の必要がある、ということかとは思いますが。しかし、5年間にわたる皆様の熱心なご議論に基づきまして一応報告書という形で取りまとめをすることができましたことに、改めまして御礼を申し上げます。誠にありがとうございました。法務省あるいは最高裁の皆様は、この間、交代もなさっておられますので、この場にいらっしゃらない方にも本来は御礼を申し上げたいところではございますが、気持ちとしては、その点も含めて、御礼を申し上げた次第です。それでは、本研究会はここまでとさせていただきます。誠にありがとうございました。